

平成 22 年 2 月

各 位

新潟東港地域水道用水供給企業団
事務局長 佐久間 浩

最低制限価格等の改正について

工事の最低制限価格等について、現在の経済状況に配慮し、下記のとおり引き上げます。

記

改正時期

平成 22 年 3 月 1 日以降の入札公告及び指名通知分から適用します。
ただし、緊急的な引き上げによる入札参加者の混乱を避けるため、次の取扱とします。

最低制限価格

- 1 平成 22 年 3 月 1 日から 4 月末日までの入札公告及び指名通知分
現行の設定に一律 2 % を加算します。(緊急避難的措置)
設定単位の端数処理により 2 % に満たない場合もあります。
- 2 平成 22 年 5 月 1 日以降の入札公告及び指名通知分
設定方法を見直し、更に 2 % 程度を引き上げます。
(案件毎に引き上げ率が異なります。)
- 3 最低制限価格の設定単位は、現行どおりです。
- 4 対象工事は、最低制限価格を設定する全ての案件です。